

第919回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和元年6月11日(火)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 伊東教育長, 伊藤委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員, 小川委員

4 説明のため出席した者

千葉教育次長, 松本教育次長, 布田参事兼総務課長, 大町教育企画室長, 小幡福利課長, 中村教職員課長, 奥山参事兼義務教育課長, 伊藤参事兼高校教育課長, 目黒特別支援教育課長, 相馬施設整備課長, 駒木スポーツ健康課長, 嘉藤参事兼生涯学習課長, 天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第918回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第919回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊東教育長 齋藤委員及び小川委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

伊東教育長 7 議事の第1号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については, 秘密会とする。

秘密会とする案件は, 10の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 「2019年度 教科用図書の採択に係る請願」への対応について

(説明者: 千葉教育次長)

「2019年度 教科用図書の採択に係る請願」への対応について, 御説明申し上げます。資料は1ページから4ページである。

この請願は, 宮城県教職員組合など7者からの連名で提出されたもので, 県立学校で使用する教科用図書を採択するまでの過程において, 非公開で開催された教科用図書の採択を決定する教育委員会の会議について, 公開で開催することが求められている。教育委員会の会議については, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び宮城県教育委員会会議規則第8条の規定により, その都度, 会議の公開の可否について委員の皆様判断をいただいております。今後とも法令の規定に基づき適正に判断していただくものである。

なお, 過去の請願に対する回答及び宮城県情報公開審査会答申第156号の資料については既に公表されているものであり, 改めて委員の皆様配布したいと考えている。以上の内容で, 請願者に対して回答したいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(2) 県立高等学校将来構想審議会への諮問について

(説明者：千葉教育次長)

「県立高等学校将来構想審議会への諮問について」御説明申し上げる。資料は、5ページから8ページである。

平成31年2月に策定した「第3期県立高校将来構想」では、生徒の学習ニーズが多様化している現状から、学びの多様化への対応を掲げているところであり、この度、その在り方について諮問するものである。

次に、資料6ページを御覧願いたい。諮問の理由としては、別紙に記載しているが、第3期県立高校将来構想では、「本県高校教育の目指す姿」として、「目指す人づくりの方向性」と「目指す学校づくりの方向性」を示している。このうち、「目指す学校づくりの方向性」を実現するために、「未来を拓く魅力ある学校づくり」を進めることとしており、その取組の1つとして、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等が多様化している現状から、学びの多様化への対応を掲げているところである。これを受けて、定時制課程については、これまで勤労青年のための学びの場としての役割に留まらず、様々なニーズに応える学校づくりを推進することとしている。また、学び直し等の課題については、不登校経験者や中途退学者といった多様な入学動機や学習歴を持つ生徒への対応など様々な学びのニーズに応える新たなタイプの学校の設置について検討することとしている。今後の定時制課程及び新たなタイプの学校の設置については、これまで既存の全日制高校及び定時制課程が担ってきた役割を踏まえた上で、適正な学校配置も含めて、その在り方を検討する必要がある。

以上のことから、今後の定時制課程及び新たなタイプの学校の在り方について、その検討の方向性を多角的な見地から調査審議いただくものである。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(3) 「2019年度 宮城県教科用図書選定審議会に係る請願」への対応について

(説明者：松本教育次長)

「2019年度 宮城県教科用図書選定審議会に係る請願」への対応について、御説明申し上げます。資料は9ページから12ページである。

この請願は、宮城県教職員組合など7者から連名で提出されたもので、資料10ページの請願項目に記載のとおり、「1 今年度以降の宮城県教科用図書選定審議会を公開の場で行うこと。」「2 来年度以降の宮城県教科用図書選定審議会議事録において、発言者の氏名を最初から明らかにすること。」「3 宮城県教科用図書選定審議会において『別冊』の選定資料を作成しないこと。」「4 審議会委員にも前もって全教科書会社の教科書を渡しておき、委員はその教科書を読んだ上で審議会に参加すること。」「5 審議会委員にPTA連合会や協議会からの委員を入れる以外にも、保護者等の意見が反映される配慮を行うこと。」の5点が求められている。

まず、請願項目1について御説明申し上げます。教科用図書選定審議会では、採択選定資料の審議にあたって、出版社ごとの教科用図書の特徴等について具体的な審議が行われ、委員個人に対して教科書発行者からの宣伝活動や、様々な立場の市民、団体、研究者等からの働き掛けが可能となり、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる。また、審議内容の公開は、審議会後に行われる各採択地区の調査・研究及び採択に影響を及ぼす可能性がある。そのため、今、御説明申し上げたような支障が生ずると認められる部分についてのみ、教科用図書選定審議会を非公開とすることに決定されたものである。

次に、請願項目2についてであるが、発言者の氏名の入った会議録は採択終了後に公開することとしている。なお、このことについては、来年度以降も第1回教科用図書選定審議会の審議事項に位置付け、審議会として判断することになる。

次に、請願項目3についてであるが、議会の請願採択などを踏まえ作成している「補助資料」は、採択権

者に対する県教育委員会からの「援助」に相当するものであり、客観的かつ容易に記載内容等について比較対照でき、各採択地区で行われる調査・研究の助けになるものと考えている。

次に、請願項目4についてであるが、県教育委員会には15セットの見本本しか送付されず、審議委員20人全員に教科書の見本本を貸与することは不可能である。ただし、各委員が実際に教科書を手にとり、各自の目で教科書の内容等を確認した上で審議を行えるよう、教科書閲覧の時間の確保に努めていきたいと考えている。

次に、請願項目5についてであるが、県教育委員会では、宮城県PTA連合会、仙台市PTA協議会代表の2名のほか、宮城県手をつなぐ育成会の代表者にも審議会委員を委嘱しており、保護者等の立場にある3名の委員から御意見を伺っているところである。また、県内6採択地区の事務担当者を対象にした会議を開催しているが、その中で、採択に当たっては多くの保護者等の立場から意見を聞くなど、公正性と透明性の確保を促していきたいと考えている。以上の内容で、請願者に対して回答したいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(4) 令和2年度使用教科用図書採択基準等について

(説明者：松本教育次長)

「令和2年度使用教科用図書採択基準等について」御説明申し上げる。資料は、13ページから19ページと、別冊1から6である。

はじめに、資料13ページを御覧願いたい。令和2年度に使用する教科書の採択に当たり、各市町村教育委員会及び採択地区協議会等で行う教科書の採択が、適正かつ公正に実施されるよう、県教育委員会として教科用図書の採択に係る基本方針及び採択基準等を定め、各採択地区協議会等を行う採択に関する事務に関し、適切な指導、助言等に取り組んでいくこととしている。小学校、中学校の教科書の採択は、基本的に4年に一度行うこととされているが、今回は令和2年度から新しい小学校の学習指導要領が全面実施されることに伴い、本年度は「1」にあるとおり、小学校の各教科の教科書、中学校の「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書、特別支援学校等で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について採択を行うこととなる。教科用図書の採択に向けた調査研究及び協議は、「4」の(1)にあるとおり、市町村立小・中学校については、各市町村教育委員会及び各採択地区協議会で、県立中学校については、教科用図書選定調査委員会及び宮城県立学校の教科書採択に係る審査委員会で、県立特別支援学校については、各県立特別支援学校及び特別支援学校教科用図書採択検討会議で行うこととなる。

次に、資料14ページを御覧願いたい。「教科書の採択に係る基本方針」については、県教育委員会として教科書の採択についての基本的な方針を示したものである。この基本方針に基づき、本年4月25日に教科用図書選定審議会に対して、採択基準等について諮問したところ、資料15ページにあるとおり5月31日に審議会委員長から答申があったことから、この答申を受けて、資料16ページから19ページの採択基準を県教育委員会として決定した。併せて、採択基準を基に各教科書の特徴を示した選定資料についても答申を踏まえ、別冊1から6までのとおり決定した。別冊1については、小学校の各教科の選定資料で、採択基準を基に各教科書の特徴について整理したものである。別冊2については、小学校の社会科の補助資料であるが、各教科書の特徴が容易に理解できるよう内容を細分化し、地域や国の発展に尽くした人物、我が国の代表的な文化遺産、領土や東日本大震災に関連した記述等について、その記載事項や記述内容を客観的に比較できるように整理したものである。別冊3の小学校の道徳の補助資料については、各教科書の特徴が容易に理解できるよう、学習する道徳的価値と教材の対応や生命の尊厳、いじめ問題、社会参画といった今日的課題と教材の対応等について整理したものである。別冊4の中学校の「特別の教科 道徳」を除く各教科の選定資料については、採択基準を基に各教科書の特徴について整理したものである。別冊5は中学校の社会科の補助資料であるが、小学校の社会科の補助資料と同様に、各教科書の特徴が容易に理解できるよう、記載事項や記述内容を客観的に比較できるように整理したものである。別冊6については、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の選定資料となる。採択基準を基にそれぞれの教科用図書の特徴について整理したものである。これら教科書の採択に係る基本方針及び採択基準等については、6月6日付けで市

町村教育委員会及び採択地区協議会，県立中学校，県立特別支援学校及び国立大学法人の各学校等に対し通知し，採択地区の担当者への説明を行ったところである。今後，各採択地区，県立中学校，県立特別支援学校において協議や調査研究が行われ，8月31日までに各市町村教育委員会の責任において令和2年度に使用する教科書を採択することとなっている。

本件については，以上である。

(質 疑) ┃ 質疑なし

10 専決処分報告

第368回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：千葉教育次長)

「第368回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げる。資料は，1ページから4ページである。

はじめに，資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により，5月30日付けで知事から意見を求められたので，まずは，議案の内容について御説明申し上げる。資料3ページの「第368回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。条例議案であるが，議題110号議案「各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定に関する条例」は，総合運動場及びライフル射撃場の施設利用料等の改定について，また議第124号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」は，東日本大震災の被災者に係る入学金等の免除の期間を令和2年度まで延長することについて，それぞれ所要の改正を行おうとするものである。

次に，資料4ページを御覧願いたい。条例外議案であるが，議第127号議案「財産の取得について」は，県立学校に整備するプロジェクト及び教員用タブレット端末等のICT機器を取得することについて，また議第136号議案「工事請負契約の締結について」は，宮城県松島自然の家本館等災害復旧工事の工事請負契約の締結について，それぞれ地方自治法の定めるところにより，議会の議決を受けようとするものである。

以上，知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが，この照会に対しては，教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により，6月3日付けで専決処分し，異議のない旨回答したので，同条第2項の規定により報告する。

本件については，以上である。

(質 疑) ┃ 質疑なし

11 課長報告等

(1) 令和2年度県立高等学校組織編制計画について

(説明者：教育企画室長)

「令和2年度県立高等学校組織編制計画について」御説明申し上げる。資料は，1ページ及び2ページである。

組織編制計画については，中学校卒業生数の動向を踏まえた学級数の調整や学科改編などを行うものである。はじめに，資料1ページを御覧願いたい。令和2年度については，「1 学級減の措置」のみとなり，中学校卒業生の減少を踏まえて，中部地区で5校，石巻地区で1校の計6校において学級減を行う。中部地区については，「泉館山高校」，「仙台西高校」，「宮城広瀬高校」及び「仙台東高校」の普通科と，資料2ページの「黒川高校」の機械科において，石巻地区については，「石巻商業高校」の総合ビジネス科において，それぞれ1学級の減を実施するものである。

なお，この組織編制計画については，5月21日に記者発表し公表したところである。

本件については，以上である。

(質 疑) ┃ 質疑なし

(2) 平成32年度(平成31年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考の出願状況について

(説明者：教職員課長)

「平成32年度（平成31年度実施）宮城県公立学校教員採用候補者選考の出願状況について」御説明申し上げます。資料は、3ページとなる。

今年度実施する平成32年度宮城県公立学校教員採用候補者選考であるが、資料の1（1）にあるように募集期間を4月19日（金）から5月14日（火）として募集を行った。資料は出願内容を審査した上で確定した値である。第1次選考・第2次選考の実施日及び会場については資料の1（2）、（3）のとおりである。出願状況については資料の2（1）にあるように採用予定数355名程度に対し1,894名の出願となっている。採用予定者が昨年度より40名増加し、出願者が約140名ほど減少したことから、倍率は低下し5.3倍となっている。今年度の選考の特徴としては、資料の2（2）に示す小学校の「地域枠」について、地域枠気仙沼は4名の採用予定者数に対し14名の出願があり3.5倍の倍率、地域枠東部は5名の採用予定者に対し34名の出願があり、6.8倍の倍率になっている。採用枠への理解がなされ、志の高い受験者の応募につながっているものと考えている。また資料の2の（3）に示す「特別支援学校枠」については、小学校、中学校、中・高において志願数が増加傾向にあり、小学校では10名の採用予定者数に対し65名の出願があり、6.5倍の倍率となっている。特別支援教育の重要性が高まっているという認識の広がりであるのとらえている。今後については、7月20日（土）に行う第1次選考の受験につながるよう教職員課で運用している教員採用選考のホームページ等のサイトを活用し情報発信を継続していく。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ） 質疑なし

（3）令和2年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

（説明者：高校教育課長）

「令和2年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について」御説明申し上げます。資料は、4ページから5ページである。

はじめに、資料4ページを御覧願いたい。「Ⅰ 入学者選抜方針」については、昨年12月の教育委員会で報告済みであり、すでに公表しているものである。「Ⅱ 入学者選抜概要」であるが、「[1] 募集」の「1 出願資格」については、宮城県内に居住又は居住見込みの者とし、「2 募集定員」については、各校とも105名としている。「[2] 出願の手続」については、記載のとおりである。

次に、資料5ページを御覧願いたい。「[3] 適性検査」の「2 検査の方法」であるが、検査は、総合問題、作文及び面接とし、総合問題の検査時間は60分としている。検査問題の作成方針については資料のとおりである。「[5] 選抜に関する日程」については、適性検査は令和2年1月11日に実施し、選抜結果については令和2年1月17日午後4時に本人及び在籍小学校長に発送することとしている。

なお、この概要に基づいた入学者選抜要項については8月末までに完成させ、9月下旬には配付する予定である。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ） 質疑なし

（4）令和2年度宮城県公立高等学校入学者選抜について

（説明者：高校教育課長）

「令和2年度宮城県公立高等学校入学者選抜について」御説明申し上げます。資料は、6ページと別冊である。

令和2年度入試は、新制度による第1回目の入試となる。はじめに、資料6ページを御覧願いたい。「1 募集定員」であるが、県立高等学校組織編制計画を反映し、全日制課程と定時制課程を合わせ、15,280人で、前年比240人の減となる。課程別では、全日制課程の定員は14,280人で、6校6学級、合計240人の減となる。定時制課程の定員は1,000人、通信制課程の定員は500人で、前年からの増減はなかった。

次に、「2 日程等」についてであるが、検査実施日が第一次募集は3月4日、追試験は3月10日、第二次募集は3月23日となる。また、実施内容、合格発表等については、資料に記載のとおりである。

なお、別冊として「令和2年度宮城県公立高等学校入学者選抜 求める生徒像・選抜方法一覧」を配っている。これについては、昨年9月に公表していたが、募集定員が確定したことを受け、今日、新たに確定版として作成し、県教育委員会のホームページに掲載するとともに、県内すべての中学校に対して送付している。また、現在、市町村別に中学生、保護者を対象とした入試制度説明会を実施しており、さらに6月末から8月にかけては地区別に高校が集まって学校の特色や選抜方法等を説明する機会を設け、中学生、保護者の皆様に新入試制度についての理解を深めていただくこととしている。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 資料6ページの「2 日程等」において、3月4日に第一次募集・連携型選抜を実施すると記載されているが、県内の私立高校を受験する生徒も沢山いると思うので、私立高校に対しても日程の情報を速やかに提供してほしい。

高 校 教 育 課 長 公立高校と私立高校の両方を受験する生徒もいることから、日程については私立高校との調整や情報提供を徹底していきたいと思っている。

1 2 資料（配布のみ）

教育庁関連情報一覧

1 3 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 次回の定例会は、令和元年7月11日（木）午後1時30分から開会する。

1 2 閉 会 午後2時10分

令和元年7月11日

署名委員

署名委員